

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年11月11日

【四半期会計期間】 第18期第2四半期（自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日）

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井 英雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 経理部長 高橋 雅泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 経理部長 高橋 雅泰

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 東関東支店
(千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1)
三井住友建設株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区栄町5番地1)
三井住友建設株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)
三井住友建設株式会社 大阪支店
(大阪府中央区北浜四丁目7番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第2四半期 連結累計期間	第18期 第2四半期 連結累計期間	第17期
会計期間		自平成31年4月1日 至令和元年9月30日	自令和2年4月1日 至令和2年9月30日	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日
売上高	(百万円)	211,006	187,759	472,402
経常利益	(百万円)	12,025	6,368	23,884
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	7,923	3,447	15,550
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	7,234	3,618	11,862
純資産額	(百万円)	99,766	102,335	102,443
総資産額	(百万円)	342,798	355,830	353,410
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	49.61	21.81	97.89
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	26.9	26.8	27.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,867	8,089	18,005
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	210	1,138	3,416
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,308	21,896	837
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	45,602	58,404	45,842

回次		第17期 第2四半期 連結会計期間	第18期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自令和元年7月1日 至令和元年9月30日	自令和2年7月1日 至令和2年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	31.72	13.81

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益が大幅に減少し、雇用・所得情勢にも弱い動きがみられるなど厳しい状況で推移しました。今後は、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、景気は持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症による社会的・経済的影響は長期に及ぶことが懸念されます。

国内建設市場におきましては、政策効果を背景に公共事業投資は堅調に推移することが見込まれる一方、民間設備投資は縮小が懸念されています。また、「WithコロナにおけるNew Normal」と称されるように、社会は大きな変革に直面しており、リモートワークなどのICTを活用した働き方改革や生活様式の変化に即したインフラの整備が求められています。

当社グループといたしましては、事業環境の変化に対応した施策を最大限実施し、社会情勢を見極めた戦略的な受注活動と施工体制の確保を図ってまいります。

このような状況下、当社グループの当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

売上高につきましては、前年同期比で232億円減少し、1,878億円となりました。利益につきましては、営業利益は77億円（前年同期比45億円減少）、経常利益は64億円（前年同期比57億円減少）、親会社株主に帰属する四半期純利益は34億円（前年同期比45億円減少）となりました。

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりです。なお、部門ごとのデータは内部売上高、又は振替高を含めて記載しています。

（土木部門）

売上高は前年同期比2.7%増の782億円となり、完成工事総利益は前年同期比7.8%減の91億円となりました。

（建築部門）

売上高は前年同期比18.8%減の1,094億円となり、完成工事総利益は前年同期比29.6%減の90億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の計上、売上債権（完成工事未収入金）の減少等による資金の増加はあったものの、仕入債務の減少及び法人税等の支払等により81億円の資金の減少（前年同期は289億円の資金の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得等により11億円の資金の減少（前年同期は2億円の資金の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、剰余金の配当等による資金の減少はあったものの、運転資金の借入実行等により、219億円の資金の増加（前年同期は83億円の資金の増加）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ126億円増加し、584億円（前年同期末比128億円増加）となりました。

当社グループの運転資金の調達については、シンジケートローン方式による長期借入金をベースに、不足が生じる場合に短期借入金で賄っています。

資金の流動性については、手元の現金及び現金同等物に加え、金融機関との当座貸越契約及びコミットメントライン契約の締結により、必要な資金水準の維持とともに、緊急的な資金需要にも耐え得る、十分な資金の流動性を確保しているものと考えています。

(3) 財政状態の分析

(資産)

現金預金は123億円、流動資産のその他は49億円、前連結会計年度末比で増加しました。

未成工事支出金等は、手持ち工事の増加等により、前連結会計年度末比で33億円増加しました。

受取手形・完成工事未収入金等は、昨年度末の大型工事の竣工に伴う取下げ等により、前連結会計年度末比で181億円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末比で24億円増加し、3,558億円となりました。

(負債)

短期借入金及び長期借入金を合計した有利子負債残高につきましては、前連結会計年度末比で258億円増加しました。

未成工事受入金は、手持ち工事の増加等により、前連結会計年度末比で113億円増加しました。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務を合計した支払債務につきましては、前連結会計年度末比で353億円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末比で25億円増加し、2,535億円となりました。

(純資産)

株主資本は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上34億円、剰余金の配当38億円等の結果、前連結会計年度末比で3億円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末比で1億円減少し、1,023億円となりました。なお、自己資本比率は、前連結会計年度末の27.1%比0.3ポイント低下の26.8%となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として国内外で感染者が高水準で増加しており、予断を許さない状況が続いております。

建設業は裾野が広く、新型コロナウイルス禍にあっても公共インフラなど社会資本の適確な維持管理・更新を担っており、雇用をはじめ広い範囲に影響を及ぼす可能性がありますので、当社といたしましては、引き続き、関係先及び社員の安全、健康を最優先に、日本政府及び進出各国の方針や行動計画に基づいた対応を実施してまいります。

当社施工の横浜市所在マンションの事案につきましては、引き続き建替組合様、売主様やご関係の皆様と必要に応じ協議を持ち、適宜適切に対応しております。

なお、平成29年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、レジデンシャル社といいます。）が提起した、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後平成30年7月11日付にて約510億円に増額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟につきましては、レジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものと考えており、引き続き裁判において、当社的主張を適切に展開してまいります。

(5) 研究開発費

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は1,270百万円です。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、令和2年8月6日開催の取締役会において、株式会社三井E&S鉄構エンジニアリング（以下、「MSE」）の株式を保有する株式会社三井E&Sホールディングス（以下、「MES」）との間で、MSEの株式の70%分を取得し子会社化することに関して、株式譲渡契約書を締結することを決議し、同日、締結しました。

なお、当社とMESは、株式譲渡契約書に基づき、令和2年10月1日付にて株式譲渡を完了し、MSEは商号を三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社に変更しています。

また、当社は、令和2年8月26日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社アメニティーライフの株式を株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ（以下、「URC社」）へ譲渡することに関して、基本合意書を締結することを決議し、同日、締結しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	533,892,994
計	533,892,994

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和2年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和2年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	162,673,321	162,673,321	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	162,673,321	162,673,321	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和2年7月1日～ 令和2年9月30日	-	162,673	-	12,003	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	11,698	7.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	6,314	3.99
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2-1-1	5,397	3.41
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	5,340	3.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-12	5,226	3.30
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,732	2.35
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	10 RUE DU CHATEAU D'EAU L-3364 LEUDELANGE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,215	2.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	3,169	2.00
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	2,803	1.77
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	2,745	1.73
計	-	49,643	31.38

(注)1 上記のほか当社所有の自己株式4,477千株があります。

(注)2 令和元年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社とその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が令和元年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	4,342	2.67
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	8,781	5.40
計		13,123	8.07

(注)3 令和元年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社とその共同保有者であるJ.P. Morgan Securities plcが令和元年11月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	5,876	3.61
J.P. Morgan Securities plc	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	724	0.45
計		6,600	4.06

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,477,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 157,223,500	1,572,235	-
単元未満株式	普通株式 972,221	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	162,673,321	-	-
総株主の議決権	-	1,572,235	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式900株が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56株、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的には所有していない株式80株及び当社所有の自己株式29株が含まれています。

【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2-1-6	4,477,600	-	4,477,600	2.75
計	-	4,477,600	-	4,477,600	2.75

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	53,495	65,779
受取手形・完成工事未収入金等	200,794	182,665
未成工事支出金等	1 30,180	1 33,520
その他	15,942	20,860
流動資産合計	300,413	302,824
固定資産		
有形固定資産	23,254	23,418
無形固定資産	2,504	2,479
投資その他の資産		
その他	28,157	28,011
貸倒引当金	919	903
投資その他の資産合計	27,238	27,108
固定資産合計	52,997	53,006
資産合計	353,410	355,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	103,870	74,791
電子記録債務	32,568	26,385
短期借入金	3 11,511	3 28,111
未成工事受入金	21,181	32,470
完成工事補償引当金	920	892
工事損失引当金	330	346
偶発損失引当金	2,159	2,159
その他	27,434	28,043
流動負債合計	199,977	193,202
固定負債		
長期借入金	3 28,330	3 37,574
退職給付に係る負債	17,540	17,586
株式報酬引当金	16	25
その他	5,101	5,105
固定負債合計	50,989	60,292
負債合計	250,966	253,494
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,003	12,003
利益剰余金	91,084	90,703
自己株式	3,118	3,002
株主資本合計	99,969	99,704
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,274	1,767
繰延ヘッジ損益	156	187
土地再評価差額金	73	73
為替換算調整勘定	1,130	1,546
退職給付に係る調整累計額	775	761
その他の包括利益累計額合計	4,264	4,189
非支配株主持分	6,738	6,821
純資産合計	102,443	102,335
負債純資産合計	353,410	355,830

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
売上高	1 211,006	1 187,759
売上原価	188,190	169,447
売上総利益	22,816	18,311
販売費及び一般管理費	2 10,644	2 10,591
営業利益	12,171	7,720
営業外収益		
受取利息	404	250
受取配当金	174	175
保険配当金等	22	16
その他	94	118
営業外収益合計	695	561
営業外費用		
支払利息	290	430
コミットメントライン手数料	27	432
融資関連手数料	22	401
その他	500	648
営業外費用合計	841	1,913
経常利益	12,025	6,368
特別利益		
固定資産売却益	1	7
特別利益合計	1	7
特別損失		
固定資産処分損	35	25
関係会社株式等評価損	81	-
その他	1	-
特別損失合計	117	25
税金等調整前四半期純利益	11,909	6,350
法人税等	3,652	2,788
四半期純利益	8,256	3,562
非支配株主に帰属する四半期純利益	333	114
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,923	3,447

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
四半期純利益	8,256	3,562
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	955	507
繰延ヘッジ損益	18	31
為替換算調整勘定	51	441
退職給付に係る調整額	3	21
その他の包括利益合計	1,021	55
四半期包括利益	7,234	3,618
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,893	3,522
非支配株主に係る四半期包括利益	341	95

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,909	6,350
減価償却費	1,018	1,161
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	15
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	40	19
工事損失引当金の増減額(は減少)	44	18
株式報酬引当金の増減額(は減少)	5	8
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	23	58
固定資産処分損益(は益)	34	17
受取利息及び受取配当金	579	426
支払利息	290	430
為替差損益(は益)	198	15
売上債権の増減額(は増加)	15,147	17,731
未成工事支出金等の増減額(は増加)	11,079	3,357
その他の資産の増減額(は増加)	1,469	5,007
退職給付に係る調整累計額の増減額(は減少)	5	31
仕入債務の増減額(は減少)	14,922	34,941
未成工事受入金の増減額(は減少)	6,750	11,411
その他の負債の増減額(は減少)	4,372	1,911
その他	42	105
小計	24,414	4,516
利息及び配当金の受取額	451	445
利息の支払額	297	409
法人税等の支払額	4,607	3,608
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,867	8,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	1,023	216
有形固定資産の取得による支出	803	855
有形固定資産の売却による収入	18	44
無形固定資産の取得による支出	188	132
投資有価証券の取得による支出	0	0
投資有価証券の売却による収入	1	-
貸付けによる支出	322	5
貸付金の回収による収入	90	36
その他	29	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	210	1,138

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	14,547	11,600
長期借入れによる収入	-	15,000
長期借入金の返済による支出	755	755
従業員預り金の純増減額（は減少）	233	228
自己株式の純増減額（は増加）	1,498	1
配当金の支払額	3,840	3,779
非支配株主への配当金の支払額	184	122
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	0
その他	193	271
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,308	21,896
現金及び現金同等物に係る換算差額	155	107
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	20,926	12,561
現金及び現金同等物の期首残高	66,430	45,842
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	98	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 45,602	1 58,404

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
税金費用の算定方法	税金費用の算定については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

今後の世界経済及び当社グループにおける市場環境の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症により、社会的・経済的影響は長期に及ぶことが懸念されます。

このような状況の中、国内拠点においては工事中断等による影響は少ない一方で、海外拠点における活動制限は現在解消されつつあるものの、一部の工事については通期を通じて工事進捗に影響するとの仮定のもと、工事損益、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 未成工事支出金等の内訳

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
商品及び製品	1,991百万円	2,042百万円
材料貯蔵品	3,111	3,579
未成工事支出金	25,074	27,895
販売用不動産	2	2
計	30,180	33,520

2 保証債務

(1) 下記の銀行借入金に対して保証を行っています。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
従業員（住宅建設資金）	3百万円	従業員（住宅建設資金） 3百万円

(2) 下記の会社の手付金保証契約に対して保証を行っています。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
明和地所(株)	1,226百万円	明和地所(株) 16百万円

3 財務制限条項

前連結会計年度（令和2年3月31日）

- (1) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円です。

また、連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	20,000	20,000

- (2) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）6,500百万円です。

- (3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（うち5行は前項と異なる取引行）によるシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）3,250百万円です。

(4) 当社は、平成30年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成30年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円です。

また、連結会計年度末におけるコミット型シンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
コミット型シンジケートローンの借入限度額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	10,000	10,000
差引額	-	-

(5) 当社は、令和元年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行（うち6行は前項と異なる取引行）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和2年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成31年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円です。

また、連結会計年度末におけるコミット型シンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
コミット型シンジケートローンの借入限度額	- 百万円	10,000百万円
借入実行残高	-	10,000
差引額	-	-

当第2四半期連結会計期間（令和2年9月30日）

- (1) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円です。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	20,000	20,000

- (2) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）6,000百万円です。

- (3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（うち5行は前項と異なる取引行）によるシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）3,000百万円です。

- (4) 当社は、平成30年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

平成30年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金10,000百万円です。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミット型シンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミット型シンジケートローンの借入限度額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	10,000	10,000
差引額	-	-

- (5) 当社は、令和元年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行（うち6行は前項と異なる取引行）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和2年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成31年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金10,000百万円です。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミット型シンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミット型シンジケートローンの借入限度額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	10,000	10,000
差引額	-	-

(6) 当社は、令和2年6月25日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引7行によるコミットメントライン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和3年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、令和2年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミットメントライン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、短期借入金4,500百万円です。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミットメントラインの総額	- 百万円	30,000百万円
借入実行残高	-	4,500
差引額	-	25,500

(7) 当社は、令和2年6月25日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和3年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、令和2年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミットメントライン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においてありません。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミットメントラインの総額	- 百万円	50,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	-	50,000

(8) 当社は、令和2年6月25日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行25行のジェネラルシンジケート方式によるコミット型シンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和3年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、令和2年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においては、長期借入金15,000百万円です。

また、第2四半期連結会計期間末におけるコミット型シンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
コミット型シンジケートローンの借入限度額	- 百万円	15,000百万円
借入実行残高	-	15,000
差引額	-	-

(9) 当社は、令和2年9月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャー、三井住友信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

令和3年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、令和2年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当第2四半期連結会計期間末においてありません。

また、第2四半期連結会計期間末におけるシンジケートローン契約の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
シンジケートローンの借入限度額	- 百万円	4,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	-	4,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 工事進行基準による売上高(完成工事高)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
	174,547百万円	156,243百万円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
従業員給料手当	4,828百万円	5,039百万円
退職給付費用	289	333

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
現金預金勘定	52,340百万円	65,779百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	6,737	7,374
現金及び現金同等物	45,602	58,404

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,853	24.00	平成31年3月31日	令和元年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,792	24.00	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	土木工事	建築工事	計				
売上高							
外部顧客への売上高	75,793	134,669	210,463	543	211,006	-	211,006
セグメント間の内部売上高 又は振替高	332	-	332	42	374	374	-
計	76,125	134,669	210,795	585	211,381	374	211,006
セグメント利益	9,893	12,784	22,678	168	22,847	30	22,816

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及びその付帯事業、老人介護施設の運営及び保険代理店業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と調整を行っています。

当第2四半期連結累計期間(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	土木工事	建築工事	計				
売上高							
外部顧客への売上高	77,894	109,389	187,284	475	187,759	-	187,759
セグメント間の内部売上高 又は振替高	273	-	273	50	323	323	-
計	78,167	109,389	187,557	525	188,083	323	187,759
セグメント利益	9,118	9,004	18,122	221	18,344	32	18,311

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及びその付帯事業、老人介護施設の運営及び保険代理店業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
1株当たり四半期純利益 (円)	49.61	21.81
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	7,923	3,447
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益 (百万円)	7,923	3,447
普通株式の期中平均株式数 (千株)	159,707	158,075

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、令和2年8月6日付「株式会社三井E&S鉄構エンジニアリングの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式会社三井E&Sホールディングスと株式会社三井E&S鉄構エンジニアリング（以下、「MSE」）の株式譲渡について株式譲渡契約書を締結し、令和2年10月1日に株式を取得しました。本件株式取得に伴い、MSEの子会社であるドーピー建設工業株式会社（以下、「DPS」）が当社の孫会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社三井E&S鉄構エンジニアリング
事業の内容	橋梁事業、橋梁保全事業、沿岸事業 他

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、「中期経営計画 2019-2021」において、テーマを「変革の加速」と定め、変化する環境に柔軟に対応し、企業競争力の強化と企業価値の創造に向けた変革を加速させるべく、(1) 建設生産プロセスの変革(2) 海外事業の強化(3) 事業領域の拡大を基本方針とした施策を実施しています。

本件株式取得につきましては、鋼構造物分野進出への足掛かりとなり、プレストレスト・コンクリートと鋼橋の設計施工に対する総合的な対応が可能になると考えています。大規模更新や海外における事業拡大も見込まれ、MSE及びDPSの保有する技術の活用や営業拠点・生産拠点及び施工管理体制の効率化による生産性の向上が見込めるなど、当社中期経営計画の基本方針と合致する投資効果が期待出来ると判断しました。また、当社及びグループ会社が保有するリソースの活用により、同社における更なる企業価値の向上が期待できることから、当社グループにもたらすメリットは非常に大きいものと判断し、本件株式を取得しました。

(3) 企業結合日

令和2年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社

(6) 取得した議決権比率

70%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,000百万円
取得原価		1,000百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	122百万円
-----------	--------

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

社債の発行

当社は、令和2年9月30日開催の取締役会において、第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の発行について決議し、令和2年10月22日に払込が完了しています。

その概要は次のとおりです。

1. 社債の名称	三井住友建設株式会社第1回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
2. 発行総額	金50億円
3. 各社債の金額	金1億円
4. 利率	年0.300%
5. 担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
6. 償還期限	令和7年10月22日
7. 調達資金の用途	運転資金及び設備投資資金等に充当

事業分離

当社は、令和2年8月26日付「株式会社アメニティーライフの株式譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」で公表しましたとおり、当社の子会社である株式会社アメニティーライフ（以下、「AL社」）の株式譲渡に関して、令和2年11月11日開催の取締役会において、株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ（以下、「URC社」）との間で株式譲渡契約書を締結することを決議しました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ

(2) 分離した事業の内容

有料老人ホームの経営

(3) 株式譲渡の理由

AL社は、当社の子会社として、平成元年11月に設立しました。AL社は設立以降、八王子市内に定員200名・室数150室の有料老人ホーム（施設名「アメニティーライフ八王子」）を1施設運営し、近隣医療機関と連携しつつ、入居者の皆様への介護サービスを提供してきました。

しかしながら、昨今、競合施設の増加に伴い競争環境が激化する中、1施設で運営を継続するよりも介護サービスの分野で高い実績を有する会社にアメニティーライフ八王子の運営を委託することでシナジー効果を発揮する方がより良い介護サービスを提供できると考え、譲渡先を模索していました。

URC社は、全国で介護事業を運営し、関東エリアに190を超える介護事業所があり、近隣地域で連携可能な体制を構築されています。また、八王子市内でもデイサービス、グループホーム、有料老人ホームの複合施設を有しており、アメニティーライフ八王子との連携によるシナジー効果が十分に期待できることから最適な譲渡先と判断し、本件株式譲渡契約書を締結することを決議しました。

(4) 事業分離日

令和3年2月1日(予定)

(5) 法的形成を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

その他事業セグメント

2 【その他】

重要な訴訟事件等

「第2 事業の状況 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 」に記載しています。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年11月11日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原義勝印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。